

盛岡広域都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(盛岡広域都市計画区域マスタープラン)

令和4年3月
岩手県

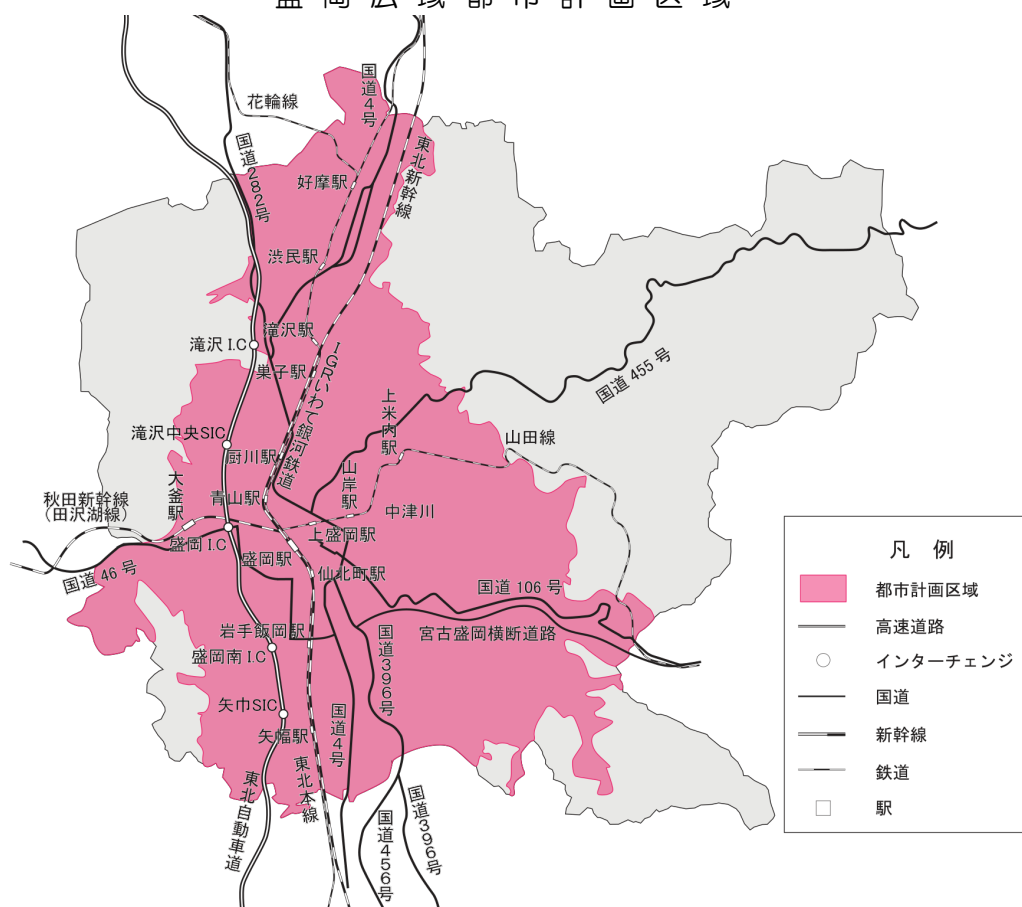
I. 都市計画の目標

I-1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、盛岡広域都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その範囲・規模は以下のとおりです。

名称	市町村	範囲	面積 (ha)	行政区域 (ha)
盛岡広域 都市計画区域	盛岡市	行政区域の一部	44,570	88,647
	滝沢市	〃	6,470	18,246
	矢巾町	〃	5,720	6,732
	計		56,760	113,625

盛岡広域都市計画区域



I-2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内容	基準年	目標年次
将来都市像の目標年次	平成 27 年 (2015 年)	令和 22 年 (2040 年)
市街化区域のうち、10 年以内に市街化を図るべき区域	(国勢調査実施年)	令和 12 年 (2030 年)

I-3. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、盛岡藩の城下町としてまちが開かれてから約400年の歴史を持ち、多くの先人が築き上げてきた伝統や文化、豊かな自然と調和させながら、岩手県の中心として行政機関や高度医療施設、教育・文化施設、商業施設など多くの都市機能を集積して発展してきました。また、東北新幹線、東北自動車道といった高速交通基盤が整備され、沿岸部や秋田県とを結ぶ交通結節点となっていることから、東北における拠点機能を担う都市としての役割も持っています。

しかし、本区域内において、交通渋滞の発生や幹線道路の不足など都市基盤の整備はまだ十分ではなく、円滑な都市活動に支障をきたしている状況も見られます。

また、地震災害や水害など過去の経験を踏まえつつ、近年の多発する豪雨災害などに備えた安全なまちづくりへの対応なども求められています。

一方で、将来の人口減少・高齢化の進展とそれに伴う社会保障費等の財政負担の増加が懸念されるなか、これらに対応するため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める必要があります。

※コンパクト・プラス・ネットワーク・・・都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を誘導する区域と居住を誘導する区域を地域特性を踏まえて位置付け、それぞれの拠点を公共交通で有機的に連携させるコンパクトなまちづくり

I-4. 都市づくりの基本理念

本区域の基本理念を次のとおり掲げます。

豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた、 東北の拠点都市

市街地周辺の豊富な自然環境や、街の中に息づく歴史的環境を活かし、自然と共生した安全でゆとりのある居住環境を形成するとともに、先端技術を核とする地域産業の活性化と新たな産業の展開や、都市基盤の整備による都市機能の強化、地域固有の歴史・伝統・文化などを活かした地域社会の形成により、歴史と文化の香りに満ちた、東北の拠点都市を目指します。

I-5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり

- ・医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏に誘導し、誰もが安心して働き暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・災害に強いまちづくりを念頭に、防災施設の整備と土地利用規制や避難体制整備などを一体的に進め、都市の防災力を向上させます。

交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市づくり

・産業の活性化のため、産学官の連携による高付加価値型産業などの新たな産業の創出や各産業間の連携した展開を図り、工業については交通利便性等の好条件のもとで工業集積し、商業においては大規模集客施設の適正な立地誘導を図り、地域特性を活かした魅力ある商業地の形成を図ります。

・中心市街地から盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区へと連なる都心の形成により都市機能を高度集積し、新幹線・高速道路の交通結節点としての利便性を活用した東北の交流拠点都市としての機能強化を図ります。また、環状道路及び放射状道路を基本とした道路網の整備による広域交通ネットワークの形成を図るとともに都市活動を支える都市内交通の確保を図ります。

環境と共生する都市づくり

低炭素で環境にやさしい持続可能な都市の実現を目指し、市街地内の都市施設の緑化等を進めるとともに、コンパクトな都市形成を推進します。

I-6. 地域毎の都市づくりの方針

市街地の周辺部に位置する丘陵地や山並み、市街地を流れる河川は、自然環境の保全・活用、景観の保全・創出のための大切なものであり、また、レクリエーションの場や文化の創出の場としても大切なものです。特に、丘陵地や山林は、住民の命を守る水源としても貴重な財産です。このため、遠い将来にわたっても、この丘陵地や山林を破壊することなく、将来に守り伝えることが重要です。

このことから、市街地は、既存の市街地を中心にコンパクトにまとめ、都市的開発が市街地周辺部の丘陵地や山林に影響を及ぼさない都市構造を、今後も形成していきます。

一方、歴史的・地理的要因により飛び地的に形成している市街地は道路や鉄道により結びつきを強め、都市圏が一体として機能するようにします。

地域区分		都市づくりの方針
市街地	都心地域	中心市街地と盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区はそれぞれの地域特性を活かした機能分担を行い、連続的に都心を形成するとともに、都市機能の集積を図ります。
	都心周辺地域	都心地域から連続して市街地を形成している周辺地域は、城下町の歴史・文化を活かした魅力あるまちづくりを図るとともに、道路等の都市基盤施設の整備・充実により便利で快適な居住環境の形成を図ります。
	工業・流通業務地	周辺の環境に配慮しながら、国道4号沿道及び東北自動車道インターチェンジ周辺などの立地条件や交通の利便性等の特性を活かし、工業団地や流通センターなどの拠点地域に産業機能の集積・充実を図るとともに、新たな企業立地を図ります。
	その他の市街地地域	その他の市街地においては、生活基盤整備や地域の特性を活かしたまちづくりを進め、生活環境の向上や行政・商業・工業・教育研究・観光など適切な都市機能の分担を図るとともに、都心部や他の市街地と有機的に結び、一体的な都市圏の形成を図ります。
農村地域		<p>市街地周辺に展開する農地は、食糧生産の場・田園景観の場として保全を図ります。</p> <p>また、盛岡市・滝沢市にまたがる試験研究機関は、北東北の農業の中核として、さらに、産学官連携を担う施設として位置付けます。</p> <p>既存集落においては、地域固有の伝統や資源を活かしコミュニティの活性化を図ります。</p>
山林地域		<p>市街地周辺の山林は、都市環境調和ゾーンとして、緑地や景観等の保全を基本としながら自然と調和した公園等の公共的緑地空間としての活用も図ります。</p> <p>また、その背後に広がる山林は、自然環境保全ゾーンとして、森林の持つ公益機能を活用するほか、都市にとっては欠かせない水源地等として保全を図ります。</p>

I-7. 周辺都市計画との関係・位置づけ

本区域は、北は岩手都市計画区域、八幡平都市計画区域、西は雫石都市計画区域、南は紫波都市計画区域と連続しています。

連続する都市計画区域と適切な連携・協力を図り、効率的で、安全な都市づくりを進めていきます。

Ⅱ．区域区分の決定の有無

Ⅱ-1．区域区分の有無

本区域においては、**区域区分を定める**ものとします。

Ⅱ-2．判断根拠

県都である盛岡市を有する本区域は、県内で最も大きな人口規模となっており、現在、区域区分を定め、無秩序な市街化を抑制して計画的な市街化を図っています。

今後の人口動向について見ると、これまで続いてきた増加傾向から減少に転じていますが、世帯数については、核家族化の進行によりこれまで同様増加が続いています。

また、産業動向についても工業出荷額で減少傾向が見られますが、東北自動車道スマートインターチェンジの新設や宮古盛岡横断道路等の整備に伴い、新たな工場・流通施設等の立地が進むことが予想されます。

よって、区域区分を廃止した場合、無秩序な市街化が進展する可能性があると考えられることから、今後も継続して、区域区分を定めるものとします。

※区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。

Ⅱ-3．区域区分の方針

1) 将来のおおむねの人口規模

本区域の将来におけるおおむねの人口規模を次のとおり想定します。

	平成 27 年 (基準年) (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
都市計画区域内人口	375 千人	357 千人
市街化区域内人口	311 千人	303 千人

※市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとします。

2) 将来のおおむねの産業規模

本区域の将来におけるおおむねの産業規模を次のとおり想定します。

		平成 27 年 (基準年) (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
生産規模	工業出荷額	1, 526 億円	1, 995 億円
	卸小売販売額	13, 688 億円	15, 612 億円
就業構造	第 1 次産業	7 千人 (4%)	6 千人 (4%)
	第 2 次産業	33 千人 (18%)	29 千人 (16%)
	第 3 次産業	145 千人 (78%)	144 千人 (80%)

3) 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口・産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向を勘案し、2030 年 (令和 12 年) の市街化区域のおおむねの規模を次のとおりとします。

市 町 村	市街化区域
盛 岡 市	5, 230ha
滝 沢 市	726ha
矢 巾 町	666ha
計	6, 622ha

※市街化区域面積は、令和 12 年における保留人口に対応する市街化区域面積を含まないものとします。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

Ⅲ-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置方針

①商業地・業務地

- ・ 中心市街地、盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市地区は、盛岡広域都市圏における中心商業・業務拠点に位置付け、各地区の機能分担を図りながら、商業施設及び業務施設の更なる機能集積を図ります。
- ・ 中心市街地にあっては、建築物の更新等に合わせて、地区毎の特性に応じた高度利用を図るとともに、街並みや歴史的景観などと調和した建築物の誘導を図りながら、関連基盤整備や再開発事業等を行います。また、盛岡城跡公園をはじめとした盛岡らしさを活かした街並みや景観を整備し、観光来訪者も歩いて楽しめるまちづくりなどを進め、中心市街地の活性化を図ります。
- ・ 盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市地区においては、盛岡駅西口地区における高度利用と盛岡南新都市地区におけるゆとりある市街地の形成により、適切な役割分担のもと、効率的で機能的な商業・業務地区の形成を図ります。
- ・ 青山・上堂地区周辺、前潟地区周辺、津志田地区周辺、滝沢市役所周辺及び矢幅駅周辺においては、中心商業・業務拠点を補完し、地域における商業サービスの提供に重要な役割を果たしている地区として、都心周辺地区の商業拠点に位置付けます。
- ・ 盛岡市繫地区は、多数の温泉旅館が立地し、御所湖広域公園、小岩井農場等の観光施設が近接していることから、観光サービスの商業拠点と位置付け、機能の充実を図ります。
- ・ 日常生活に必要なサービスを提供する商業地として、盛岡市については緑が丘・高松地区周辺、仙北町駅周辺、松園周辺、好摩駅周辺及び玉山総合事務所周辺、滝沢市については、川前地区周辺、巣子地区周辺、元村地区周辺及び大釜地区周辺、矢巾町については岩手医大施設周辺等の地区コミュニティの中心を地区サービス拠点に位置付けます。
- ・ 滝沢市役所周辺及び矢巾町役場周辺においては、業務機能の中核を担う地区として業務拠点に位置付けます。

②工業地

- 盛岡市については芋田地区、渋民地区、みたけ地区、東見前地区及び乙部地区、滝沢市については巣子地区、矢巾町については下田地区及び西徳田地区等を工業拠点として位置付け、交通利便性の高い国道4号沿道に立地する利点を活かし、更なる工業の集積を図ります。
- 広域交通と都市交通の結節点である東北自動車道インターチェンジ周辺及び盛岡市、矢巾町にまたがる流通センターを流通拠点に位置付け、流通業務系施設の集積を図ります。
- 県立大学周辺地区については、産学官連携によるIT関連産業等の集積を図ります。

③住宅地

- 盛岡市については、商業地、工業地の周辺で既に住宅地として土地利用が図られている地区や青山、松園、山岸地区等において、幹線道路等の基盤整備を進め、良好な居住環境の維持・改善に努めます。また、盛岡南地区、太田地区等は、市街地整備の促進を図り、地区計画等により良好な居住環境の整備に努めます。
- 盛岡市の玉山地域については、渋民駅周辺、玉山総合事務所周辺、好摩駅周辺に住宅地を配置し、都市基盤施設の整備を図ります。
- 滝沢市については、滝沢ニュータウン周辺、市役所周辺、牧野林周辺、巣子・滝沢駅前地区等に住宅地を配置し、都市基盤施設の整備を促進するとともに、地区計画等により良好な居住環境の整備に努めます。
- 矢巾町については、矢幅駅周辺、岩手医大施設周辺、国道4号沿線に住宅地を配置し、都市基盤施設を促進するとともに、地区計画等により良好な住環境整備に努めます。

2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

地域区分	市街地における建築物の密度の構成に関する方針
都心地域	中心市街地及び盛岡駅西口地区は、中心商業・業務地区として景観との調和を図りながら高度利用を図っていきます。 また、盛岡南新都市地区は、ゆとりある土地利用を図ります。
都心周辺地域	商業業務機能を支える多くの機能集積の場として、景観や居住環境に配慮しながら、中低層の建築物の誘導を図ります。
工業・流通業務地域	敷地内の緑の確保などにより、低密度な土地利用の誘導を図ります。
その他の市街地地域	良好な居住環境を形成するよう、低層を中心とした土地利用の誘導を図り、特に、丘陵地に立地する地区や基盤整備が十分に行われていない地区においては、ゆとりある低密度な土地利用を図ります。

3) 市街地における住宅建設の方針

- 都心地域については、中心市街地の空洞化を抑制し、空き家や空き地の活用などによりまちなかへの居住誘導を図り、集合住宅を中心とした中高層住宅の建設を促進します。
- 都心周辺地域については、住宅需要を適正に見極め、歴史的景観など地域の特性に合わせた中低層住宅の建設を促進し、良好な住環境の確保を図ります。
- その他の市街地地域については、いたずらに市街地を拡大しないように配慮し、低層住宅の建設を促進し、ゆとりある良好な住環境の形成を図ります。
- 今後、ますます進むと予測される高齢化や障がい者等に対応するため、ユニバーサルデザインによる安心安全な公的賃貸住宅の提供や住宅改善の支援を進めていきます。
- 既存の住宅に対する耐震診断及び耐震改修の促進を図るとともに、防火・準防火地域の指定とあわせ、重点的に耐震化及び不燃化に取り組むことにより、災害に強い居住環境の創出を図ります。

4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

- 都心地域の中心商業・業務地区については、山並み景観や河川景観との調和に配慮しつつ、行政施設、商業施設、文化施設等の都市施設を誘導する土地の高度利用と有効利用を図っていきます。また、防災に配慮した市街地整備の観点から、道路などの都市基盤の整備、改善を合わせて進めていきます。

②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- 現在指定されている用途地域をもとに、特別用途地区・地区計画等の適用を検討しながら用途の純化に努めるとともに、土地利用の動向又は都市施設の整備や市街地開発事業等の状況により用途地域の変更が必要となる地区については、将来の土地利用の見通しを踏まえ、適切に用途地域の見直し等の検討を行います。
- 盛岡市道明地区については、周辺の環境や地域特性を踏まえ、研究開発型ものづくり等の機能の集積を図る地区として整備を促進します。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

地域区分	居住環境の改善又は維持に関する方針
都心地域	中心市街地については、現在持つ都心機能の拡充や居住人口の確保を図るため、細分化された土地の集約やオープンスペースの確保を図るための市街地再開発等の実施に努めます。 一方、新たな都心として土地区画整理事業により都市施設の整備が進められてきた盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市地区は、地区計画により居住環境の維持に努めます。

都心周辺地域	都心機能を補完し居住人口の確保を図ることとし、幹線道路の整備等、地区計画等により居住環境の改善を図ります。また、土地区画整理事業等、宅地開発事業が実施中又は完了した区域については、土地利用の促進を図り居住環境の整備に努めます。
その他の市街地地域	宅地開発等により基盤整備が行われた地区については、地区内の居住環境の保全に努めます。また、土地区画整理事業等、宅地開発事業が実施中の地区については、土地利用計画に基づき快適な居住環境確保のため事業を促進します。 一方、既存の住宅地については、幹線道路整備、地区計画等により居住環境の改善を図るとともに、地区に残る空地については、宅地開発事業等により居住環境の改善を図ります。

- なお、市街地開発事業の困難な地区については、道路・下水道等の根幹的な施設の整備を行うとともに、地区計画等により緑とオープンスペースの確保を図り、居住環境の改善に努めます。

④市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- 市街化区域内のまとまった農地は、周辺の市街地と調和した宅地を形成するよう基盤整備を進めるとともに、周辺を含めた幹線道路の整備を推進します。
- 住宅地内に点在する農地は、都市に潤いを与える緑や多様な生活空間の場として活用することを検討します。また、公園等の基盤整備が遅れている地域では防災空間等の役割も担っているため、家庭菜園等の都市農地として活用を図りながら、ゆるやかに宅地化を目指します。
- 身近な緑を増やすため、公共施設や民有地の緑化に努め、ゆとりとやすらぎのある空間の創出を図ります。

⑤市街化区域内の低未利用地の利活用に関する方針

- 市街化区域内に残存する農地等の低未利用地については、まとまった地区の場合、民間開発や土地区画整理事業による面的整備の促進を図ります。また、小規模に点在している地区については、街路の整備を行いながら、周辺の土地利用に合わせた土地利用の転換を図っていきます。
- 既成市街地における空き家、空き地などの低未利用地については、エリアの賑わい創出に資する土地利用の転換を検討します。

⑥市街化調整区域編入に関する方針

- 市街化区域内の土地で現に市街化されておらず、かつ、計画的な市街地整備の見通しが明らかでない場合は、現地の状況や周辺環境を考慮して市街化調整区域に編入することを検討します。

5) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地や山林との健全な調和に関する方針

- ・農用地区域については、農業振興の基盤となる農地の保全に努めます。
- ・優良な農地及び山林は、都市の営みに潤いを与える大切な自然環境のひとつであり、また、降雨時の河川への急激な雨水流入を抑制する役割等を担っていることから、都市活動との調和を図り、保全に努めます。
- ・既存集落及びその周辺の農地を含む区域については、地区計画制度等の活用を図りながら、居住環境と農地の調和を図り、集落コミュニティの維持・増進に努めます。
- ・市街化調整区域内の既存の住宅団地については、周辺の農地に配慮しながら、住環境の維持・向上に努めます。

②災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

- ・岩山・愛宕山（盛岡市）等の市街地東側の丘陵地における急傾斜地等の崩壊による災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地に囲まれた高松の池周辺、愛宕山（盛岡市）周辺、上岩清水地区、山王地区及び加賀野地区、並びに市街地に隣接した岩山周辺、四十四田ダム周辺、網取ダム周辺、大森山周辺、黒石山周辺等、特に自然環境保全上重要な丘陵地並びに南昌山、飯岡山、高峰山、高陣山、愛宕山（玉山地域）等については、自然環境の保全を基本としながら一部はレクリエーション施設を配置した緑地空間としての活用を図ります。また、その背後に広がる山林は、自然環境保全ゾーンとして、都市にとって欠かせない水源地となるなどの森林が持つ公益機能の保全を図ります。
- ・本区域の北部の国道4号及び国道282号沿いの樹林地は、良好な環境を形成していることから、環境緑地保全地域として保全を図ります。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・鉄道駅周辺、市役所・役場周辺、インターチェンジ周辺及び既に市街地が形成されている区域、並びに周辺が既成市街地や幹線道路等に挟まれた区域等については、農林業上の土地利用及び環境保全に留意しつつ計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で市街化区域への編入又は市街化調整区域内における地区計画の指定を検討するものとします。
- ・また、新たな産業の創出が見込まれる場合にあっては、都市計画と農林業との健全な調和を図りつつ、農林業上の土地利用や環境保全に留意するとともに、都市施設の整備状況を踏まえながら、整備が確実にされた時点において市街化区域への編入又は市街化調整区域内における地区計画の指定を検討するものとします。

Ⅲ-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の整備の方針

① 交通体系・ネットワーク

- ・東北の交通結節点としての拠点性を高めるとともに、都市圏の市街地整備等に伴う都市活動に対応した円滑な交通の確保を図ります。

② 道路

- ・本区域の骨格を形成する幹線道路として「盛岡広域都市圏道路網基本計画」に基づき、2つの環状道路と6方向の放射状道路（2環状6放射）を基本とした幹線道路網の整備を図るものとします。
- ・市街地においては、市街地整備と一体的な道路整備を行うとともに、公共交通を支えコンパクトな都市形成に資する都市計画道路の整備を推進します。
- ・整備にあたっては、公共交通の円滑な運行や交通結節点へのアクセス性に配慮するとともに、災害時の防災空間としての機能や沿道の市街地と一体となった道路が持つ景観の創出に配慮します。また、高齢化や環境問題に配慮し、自動車から徒歩・自転車・公共交通への交通手段転換が図られるよう交通環境の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備を進めます。
- ・長期的な未着手の都市計画道路については、将来にわたる必要性を勘案し、見直しを行います。

③ 公共交通機関等

- ・鉄道やバスなどの公共交通機関は、効率的な輸送手段として、渋滞対策、環境への配慮等、重要な役割を担っており、今後とも一層の利用促進のため、利便性や快適性の向上に資する整備を図っていくものとします。
- ・バスについては、中心市街地内の回遊性向上を図るとともに、中心市街地へのアクセス向上のため主要な各地域とを結ぶ路線による公共交通網の充実を図るものとします。
- ・自転車については、中心市街地における自転車の利用環境の向上を図るため、自転車走行空間の確保とネットワーク化及び駐輪場の確保に努めます。
- ・東北新幹線や東北本線等の在来線、IGR いわて銀河鉄道線がそれぞれ乗り入れる盛岡駅については、東西の駅前広場が鉄道とバスの交通結節点となっており、一層の機能増進を図るための整備促進を図ります。
- ・また、鉄道周辺の市街化の状況や駅の利用状況等を考慮し、新駅の設置や駅前広場等の整備を図ります。
- ・バス交通は、都市圏内における身近で基本的な公共交通手段として位置付け、特に、通勤通学時において、効率的な輸送手段として積極的な利用促進を図るため、運行システムの工夫や情報提供施策等を図ります。
- ・都市間バスについては、鉄道と同様に都市圏内外を結ぶ交通手段であることから、盛岡駅東西のバスターミナルや盛岡バスセンターをバス交通における中核的な拠点施設として位置付けます。

2) 下水道及び河川の整備の方針

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応する「流域治水」の実現に向けて、関連する各種計画や施策と連携して、災害に備えた安全で安心なまちづくりの取組を図ります。
- 下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与する都市の基盤施設であり、生活環境の維持、改善や河川など公共用水域の水質保全など重要な役割を持っていることから、市街化区域及び市街化区域と一体的に整備することが経済的な区域について、計画的な整備を図ります。
- 未整備区域の解消による処理区域及び排水区域の拡大を図るため、北上川上流流域下水道都南処理区の幹線整備と関連公共下水道の面整備を推進します。
- 新市街地については面整備事業等と一体的に進め、また、農業集落排水等の既存処理施設が存在する地域は、施設の適切な維持管理を行いながら公共下水道等との連携を図ります。
- 本区域内の河川については、市街地における将来の土地利用計画と整合を図りながら、台風や豪雨などの水害から市街地を守る都市河川として治水の安全度を高めるとともに、潤いと安らぎを与える身近な水辺空間として整備、維持し利用促進を図ります。

3) その他

① その他の都市施設の整備の方針

- ごみ焼却場やごみ処理施設、汚物処理場、廃棄物処理施設は、廃棄物等を適切に処理し衛生的で健康的な生活環境を確保する都市の基盤施設です。本区域での施設整備については、人口分布や土地利用など周辺環境の保全に配慮した配置を図り、施設の適切な維持管理や改善に努めます。
- 卸売市場は、消費者に生鮮品を安定的に供給する流通拠点であり、流通業者や小売業者の取引を安定的に確保する都市施設です。本区域では盛岡市中央卸売市場が整備されており、施設の適切な維持管理や改善に努めます。
- その他の都市の基盤施設として、学術研究施設、医療施設、運動施設などについては、本県の中心都市圏として求められる高次機能の確保、充実を図ります。

② 都市施設の都市計画決定における配慮

- 都市施設の都市計画決定に当たっては、整備時における営農条件の低下が起こらないよう配慮します。

Ⅲ-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 既成市街地については、都心地域及び都心周辺地域の活性化に資するよう、新たな都市機能確保のための空間形成を図るとともに、良好な商業業務環境や住環境の確保、都市機能の拡充のための基盤整備や高度利用、防災対策を推進します。

- 具体的には、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的事業、道路、下水道及び公園事業の整備を促進するほか、地区計画、特別用途地区等により土地利用を誘導し、良好な環境の形成を図ります。
- 新規に市街化を図る地域については、計画的な整備を行うため、土地区画整理事業の導入や民間開発等の誘導を図ります。
- 長期未着手、未整備及び着手済みで事業期間が長期に亘る見込みの土地区画整理事業については、事業の見通しや道路・下水道等の根幹的施設整備等について考慮のうえ、見直しを検討します。

Ⅲ-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- 本区域を貫流する北上川、雫石川、中津川等の河川と市街地を取り囲む東西の山並みは、本区域の風土を形づくり、また、市街地から眺望する岩手山、姫神山等の山々及び市街地を取り囲む丘陵地は緑の骨格として本区域の大切な構成要素となっています。このことから、北上山系西側・奥羽山系東側及び北上川水系を地域の財産として将来に継承するため、今後とも維持、保全を図っていきます。
- 特に、市街地からの山並み眺望や市街地周辺の緑は景観形成要素として重要な役割を担っており、現在の自然的環境を保全するとともに、自然とのふれあいや憩いの場としての活用を図ります。
- 市街地の公園・緑地は、人々の憩いの場として潤いと安らぎを与えるほか、災害時の避難場所としての役割を担う都市の重要な機能を有していることから、将来の都市形態や人口規模を勘案しながら総合的に整備・保全を図ります。また、市街地においては、防災空間を創出する観点から現状の緑の保全に努めるとともに、住宅地や商業地など市街地の特性に応じて新たな緑とオープンスペースの確保を図ります。

2) 主要な緑地の配置方針

①環境保全系統の配置方針

- 都市の骨格となる緑地については、多様な生物の生息・生育空間、重要な緑地空間となっている市街地周辺の丘陵地及び河川空間に配置します。
- 史跡・天然記念物等については、自然的・歴史的に重要な緑地として保全します。
- 特別緑地保全地区については、特に優れた自然環境や文化的意義を有する樹林地・社寺林あるいは、将来の都市形態を考慮して重要な樹林地等について指定を検討します。
- 風致地区については、都市の風致を維持し、都市内の身近な自然を保全するために、既に指定してある風致地区のほか、市街地から眺望できる景観上重要な丘陵地等について指定を検討します。

②レクリエーションシステムの配置方針

- 住民が気軽に集える街区公園から週末型利用を図る広域公園等まで系統的に配置することとし、住区構成に合わせ子どもからお年寄りまで安全に遊び休養できるような街区公園、コミュニティ活動を高める近隣公園、だれもが利用できる地区公園、広域的な公園として総合公園・運動公園・広域公園・動植物公園を配置します。
- 自然的・歴史的環境を生かした公園として風致公園・歴史公園等を配置します。
- これらの有機的結合を図るため、自然散策路や歩行者自転車道を配置します。

③防災システムの配置方針

- 市街地においては、地震・災害時における一次避難地・二次避難地として活用できるように公園緑地の配置を行うとともに、緑道などによる避難路のネットワークを形成します。

④景観構成システムの配置方針

- 市街地を取り囲む縁辺部において、良好な自然環境と景観を構成している緑地及び丘陵地の保全を図ります。

付図『盛岡広域都市計画区域の将来像図』

